

ペットフードの安全確保に関する主な意見

注) 本資料は委員の発言を要約し作成したものであり、発言内容の全体は議事概要を確認願います。

1 基本的な考え方

ペットの生命の保護及び健康被害の防止という動物愛護の観点から、ペットフードの安全確保についての法規制が必要ではないか。

事業者の自主的な取組が行われており、必要な範囲内での法規制を行うてはどうか。

2 法規制の対象の動物種の範囲

まずは犬、ねこ用のペットフードを規制対象とすべきではないか。

3 規制内容及び方法

最終製品の安全確保に重点を置くべきではないか。

基準・規格の設定、製造業者等の届出、検査等については、食品衛生法や飼料安全法の体系が参考となるのではないか。

輸入品については、水際でのチェックが必要ではないか。

4 その他

細かな安全確保対策については、事業者の自主基準を踏まえ、国がガイドラインを作成する方法もあるのではないか。

消費者の商品選択、検査等の手がかりとして、適正な表示を確保することが重要ではないか。

諸外国での規制状況も参考に取り組むべきではないか。

飼い主に対する普及啓発が必要ではないか。